

愛知県体育館ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

愛知県では、民間の資金を活用して社会体育施設におけるより一層の施設利用者へのサービス向上を図るため、愛知県体育館にふさわしい愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、愛知県体育館に企業名等の愛称を表示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、県の施策への経済的支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2 対象施設

- (1) 名称 愛知県体育館
- (2) 所在地 名古屋市中区二の丸1-1
- (3) 設置目的等 体育の振興を図るため、スポーツ協議会その他の催し物を開催する者及びスポーツを行う者に競技場、練習場、会議室その他の施設を利用させること
- (4) 概要 スポーツ大会・大相撲名古屋場所・コンサート等が開催され、室内プール、ボクシング場等を併設した総合体育館
詳細は別添のとおり
URL <http://www.aichi-kentai.com/>
- (5) 指定管理者 現指定管理者：公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)
次期指定管理者：公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

3 募集概要

- (1) ネーミングライツの対象
「愛知県体育館」の愛称

- (2) 契約期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

（契約期間の満了に当たり、契約継続の希望があれば優先交渉権を付与します。ただし、更新契約の存否及び契約期間が本契約と同一であることを保証するものではありません。次期契約の詳細については、平成32年6月中旬までにネーミングライツパートナーに通知するものとします。）

(3) ネーミングライツ料

年額 1,500 万円以上（消費税及び地方消費税抜き）

(4) 愛称の使用開始予定日

平成 30 年 4 月 1 日

(5) 命名条件等

ア. ネーミングライツパートナーは、施設の愛称として、企業名、商品名又はブランド名を付けることができます。

イ. 命名していただくのは愛称であり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

ウ. 命名していただく名称を検討する際には、利用者の親しみやすさ、呼びやすさといった観点から、以下の文字数を目安としてください。

なお、県が想定する文字数の目安は次のとおりですが、これを超えて提案することは差し支えありません。

(ア) 従来 of 名称を全く使用しない場合

9 文字（正式名称「愛知県体育館」 of 文字数(6 文字) of 1.5 倍）程度

(イ) 従来 of 名称の一部を使用する場合

9 文字（正式名称「愛知県体育館」 of 文字数 of 1.5 倍）に、使用する従来 of 名称 of 文字数を加えた程度

エ. 利用者 of 混乱を防止するため、決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

オ. 愛知県広告掲載要綱第 3 条第 1 項に定める内容 of 名称は除きます。

愛知県広告掲載要綱

(広告掲載 of 対象)

第 3 条 部局長は、広告が次 of 各号に掲げるもの of いずれかを内容とし、又は内容 of 一部に含むものであるときは、当該広告を広告掲載 of 対象としてはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公 of 秩序若しくは善良 of 風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性 of あるもの

(5) 特定 of 主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）

(6) 事実と異なるもの

(7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれ of あるもの

(8) 責任 of 所在が不明確であるもの

(9) 内容が不明確であるもの

- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告及びクーポン付の広告
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

カ. 愛称の命名以外のメリットは以下のとおりですが、希望する事項があれば協議に応じます。

① 施設名称を表示している看板等*、印刷物、ウェブページ、パンフレット等へ愛称を掲出することができます。

* 既設の看板等への愛称の表示や、新たに施設へ愛称を表示することについては次の条件のとおりです。

- ・ 施設の愛称を表示するにあたり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、名古屋市屋外広告物条例（昭和 31 年名古屋市条例第 36 号）、名古屋市風致地区内建築等規制条例（昭和 45 年名古屋市条例第 27 号）等に基づく規制や施設構造等により、表示可能な位置、面積、デザイン等が制限される場合があります。
- ・ 施設における表示掲出場所、サイズ、色、デザイン等については、県及び名古屋市との協議により決定します。
- ・ 施設の外壁等に表示可能な面積は 30 m²以内となります。また、表示にあたっては都市公園法第 5 条第 1 項の許可を得ることが必要となります。

② 施設内 4 箇所 of 広告看板に企業広告を掲示することができます。

③ 受付及び玄関ホールに設置したパンフレットラックを利用して、印刷物を頒布することができます。

なお、ネーミングライツパートナーは施設の運営に関与することや施設を優先的に利用することはできません。また、指定管理者を選定する際に有利な扱いを受けるなど、選定に関与することはできません。

(6) 費用負担

ネーミングライツパートナー制度の導入に伴う費用の負担は、次のとおりです。

区 分	県	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）*1		○*2
契約終了後の上記表示に係る原状回復		○*2
パンフレット、封筒等の印刷物やウェブページの表示変更等	○	

○を付した者が費用負担する。

*1 敷地外の看板、道路標識については、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可

否も含めて協議します。

- *2 ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーに負担していただきます。

(7) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- イ. 愛知県から指名停止措置を受けているもの
- ウ. 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納しているもの
- エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するもの
- オ. 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- カ. たばこに係るもの
- キ. ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの
- ク. 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
- ケ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中のもの
- コ. 社会上の問題となっているものに係るもの
- サ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- シ. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ス. その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認めるもの
また、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないことが条件となりますので、愛知県警察本部へ法人役員名簿の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

(8) その他

愛知県体育館において開催される大会、イベントによっては愛称を使用することができない場合があります。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア. ネーミングライツ取得提案書（別添様式 1）
- イ. 地域活動、社会貢献等に関する取組提案書（別添様式 1 - 2）
- ウ. 誓約書（別添様式 2）
- エ. 法人役員名簿（別添様式 3）

- オ. 法人の概要を記載した書類（様式任意）
- カ. 法人の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- キ. 直近3事業年度分の決算諸表（損益計算書又は収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、監査報告書 等）
- ク. 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ケ. 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税の直近年度の納税証明書
- コ. 印鑑証明書

(2) 提出部数

1部

なお、提出された書類は返却しません。

(3) 受付期間

平成30年1月12日（金）から平成30年2月21日（水）まで

(4) 提出先

ア. 持参の場合

愛知県教育委員会保健体育スポーツ課振興・施設グループ

（名古屋市中区三の丸3-1-2 県庁西庁舎8階北東）

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までです。

イ. 郵送の場合

〒460-8534（住所記載不要）

愛知県教育委員会保健体育スポーツ課振興・施設グループ

※簡易書留郵便により、上記受付期間内必着で郵送してください。

(5) 質問事項の受付等

提案にあたり質問がある場合は、次のとおり受け付け、回答します。

ア. 受付方法

質問事項を記載した文書（様式は任意）を郵送、ファクシミリ又はメールで受け付けます（その他の方法による質問は受け付けませんので、御注意願います。）。

- ・ 郵送の場合 460-8534（住所記載不要）
愛知県教育委員会保健体育スポーツ課振興・施設グループ
- ・ ファクシミリの場合 052-961-0639
- ・ メールの場合 sports@pref.aichi.lg.jp

イ. 回答方法

公平を期すため、原則として質問に対する回答は、順次、県ホームページに掲載しますので御覧ください。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/sports/>

(6) 提案にあたっての費用負担

提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、提案者の負担とします。

(7) 留意事項

ア. 提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ. 提案書の取扱い

提案書等は、返却しませんので御承知おきください。

また、情報公開請求があった場合には、愛知県情報公開条例に基づき提案書等を公開することがあります。

ウ. 提案の辞退

提案書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。

エ. 虚偽の記載をした場合の取扱い

提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

5 選定方法等

次の選定基準をもとに、ネーミングライツパートナーの候補を選定します。

また、ネーミングライツパートナーの候補の選定にあたっては、県が別途設置する選定委員会に諮り、その意見を踏まえて県が選定します。

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

[選定基準]

項目	配点	視点等
応募価格	40	・応募価格の多寡
提案された愛称	20	・親しみやすさ ・呼びやすさ
財務状況・法令遵守・社会貢献等	40	・経営の安定性 ・法令遵守への理解、取組 ・地域活動、社会貢献活動への理解、取組

6 契約の締結方法

選定されたネーミングライツパートナー候補者と最終的な協議を経て、県とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

7 契約解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが「3(7)」に規定する提案できない者に該当する、又は該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により県又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、県は契約を取り消し又は解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用（表示変更済みのパンフレット、封筒等の印刷物やウェブページに関する費用を含む。）は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

8 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度、4月末日までに行うものとします。

* 一括払いとし、分割して支払うことはできません。

10 問合せ先

愛知県教育委員会保健体育スポーツ課振興・施設グループ

- ・住所 〒460-8534 名古屋市中区三の丸3-1-2
- ・電話 052-954-6796
- ・ファクシミリ 052-961-0639
- ・メール sports@pref.aichi.lg.jp